

## 〈基調講演〉

警察庁生活安全局少年課 児童ポルノ対策官

杉内 由美子



東京大学を卒業し、1993年警察庁に入庁。静岡県警交通規制課長、警視庁都市交通対策課管理官、国家公安委員会事務官付補佐官、総務課課長補佐、交通指導課理事官等を歴任し、本年8月より現職。

## 〈パネリスト〉

国立精神・神経医療研究センター 精神科医

安藤 久美子



東京医科歯科大学大学院を卒業後、カナダのクイーンズ大学に留学し、司法精神医学を学ぶ。児童虐待、性犯罪被害者の研究にも従事してきた。児童相談所嘱託医、少年矯正施設医務官として勤務を経験後、H18年1月から東京医科歯科大学(犯罪精神医学教室)准教授を経て、H20年4月より現職。専門は児童精神医学、司法精神医学。

インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事

桑子 博行



1971年、日本アイ・ビー・エム株式会社入社。現在、インターネットイニシアティブ(IIJ)顧問。社団法人テレコムサービス協会サービス倫理委員長ほか、通信業界関連の委員長・理事など多数、および総務省や警察庁などの研究会等の委員など務める。

ネット教育アナリスト

尾花 紀子



1984年、日本アイ・ビー・エム株式会社入社。コンサルティング、人材育成、プロバイダー事業等に携わり、2005年フリーに。インターネット教育の専門家として、講演・執筆の他、監査機関の理事や行政機関の委員など青少年のインターネット環境づくりに幅広く寄与している。

京都大学准教授

曾我部 真裕



京都大学大学院法学研究科准教授(憲法、メディア法) 安心ネットづくり促進協議会・児童ポルノ対策作業部会・アドレスリスト作成・管理の在り方SWGリーダー。最近の著作(共著)として、鈴木秀美・山田健太(編)『よくわかるメディア法』(2011年)。

## 〈コーディネーター〉

NPO法人 ポラリスプロジェクト ジャパン 代表

藤原 志帆子



ポラリスプロジェクトジャパン コーディネーター。米国NPOポラリスプロジェクトでの勤務を経て、2004年に同団体日本事務所を設立。強制売春やポルノ等、性的搾取を目的とした人身取引をなくすために、多言語の相談電話による被害の発見と救済事業を開始した。人身取引被害を受ける子どもや女性への現場での支援の傍ら、児童施設や学校教員向けの研修講師としても活動している。

## プログラム

14:00 開会

主催者あいさつ

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)  
村木 厚子

ビデオメッセージ

日本ユニセフ協会大使  
アグネス・チャン

基調講演

「児童ポルノの現状と警察における取組」

警察庁生活安全局少年課 児童ポルノ対策官  
杉内 由美子

14:30 シンポジウム

テーマ

「児童ポルノは絶対に許されない!」  
～ブロックとネットリテラシー～

〈コーディネーター〉

NPO法人 ポラリスプロジェクト ジャパン 代表  
藤原 志帆子

〈パネリスト〉

「被害者心理について」

国立精神・神経医療研究センター 精神科医  
安藤 久美子

「ブロックについて」

インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事  
桑子 博行

「ネットリテラシーについて」

ネット教育アナリスト  
尾花 紀子

「ブロックの法的問題について」

京都大学准教授  
曾我部 真裕

警察庁生活安全局少年課 児童ポルノ対策官  
杉内 由美子

パネリストからのコメント

16:00 閉会

主催者あいさつ

内閣府大臣官房審議官  
太田 裕之

# 児童ポルノ排除対策 公開シンポジウム

「児童ポルノは絶対に許されない!」  
～ブロックとネットリテラシー～



日時/平成23年11月17日(木) 14:00～  
会場/東京都港区新橋3-1-9  
301新橋ビル 8Fホール

主催:内閣府

●メッセージ●



内閣府特命担当大臣  
蓮舫

今日は、児童ポルノ排除対策公開シンポジウムに御参加いただき、ありがとうございます。

児童ポルノは、児童の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利を踏みにじる断じて許し難い行為です。児童ポルノ画像が一旦インターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは、将来にわたって続くことになります。

この問題を解決するためには、国民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援の充実等を図っていくことが必要不可欠です。

昨年、政府では「児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係機関・団体等と連携して、官民一体となった施策を推進しております。

今回のシンポジウムを通じて「児童ポルノは絶対に許されない!」というスローガンの下、児童ポルノの根絶に向けた国民運動の輪が大きく広がることを願ってやみません。



日本ユニセフ協会大使  
アグネス・チャン

世界中で、子どもへの暴力が目立っています。ユニセフは、子どもへの暴力を防止するとともに、被害を受けた子どもを一人でも救えるよう、法制度の整備などを支援しています。

児童ポルノも子どもへの暴力の一つ。映像や画像が一度世に出ると一瞬で世界中に拡散し、半永久的に残ります。子どもは性虐待で傷つけられ、消せない記録に苦しめられます。

どれほど多くの子どもたちが傷つき、苦しんできたのでしょうか。子どもたちはあらゆる暴力から守られなければなりません。子どもが安心して過ごせる社会は、全ての人々が安心して過ごせる社会です。

みなで力を合わせ、そんな社会を築いていきましょう。

児童ポルノの現状

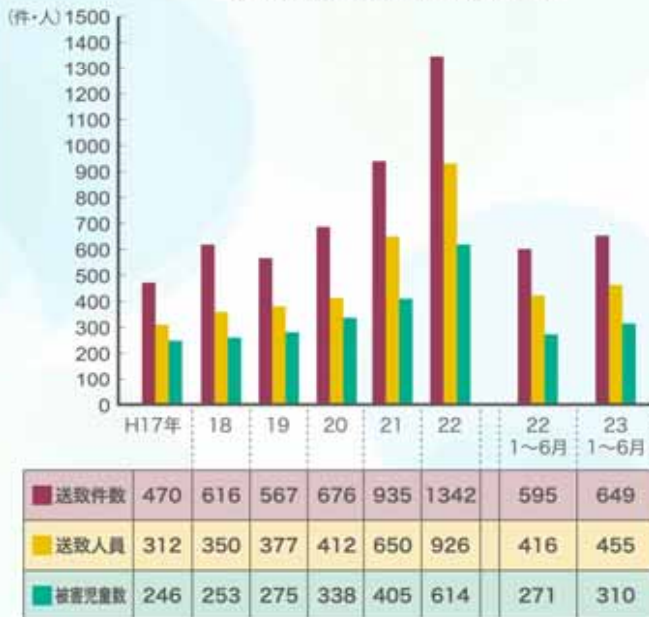
平成23年上半期における情勢

- 児童ポルノ事件の送致件数は649件(前年同期比+9.1%)、被害児童数は310人(前年同期比+14.4%)と増加し、いずれも過去最多。
- インターネット利用の児童ポルノ事件の送致件数は353件(前年同期比+7.2%)と増加。

最近の事件

- ファイル共有ソフト利用による児童ポルノ公然陳列等事件(29都道府県)
- 児童ポルノ愛好者らによる児童ポルノ提供等事件(大阪)
- インターネット掲示板開設者による児童ポルノ公然陳列事件(熊本)

《児童ポルノ事件の送致件数、送致人員、被害児童数の推移》



注)H23.1~6は暫定値 出典:警察庁

児童ポルノ排除総合対策の概要

深刻化する児童ポルノ情勢

- 平成21年中の事件送致件数、被害児童数いずれも過去最多
- インターネット上に画像が蔓延
- 国際的気運の高まり



官民一体となった総合的対策が必要

1. 児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進

- 協議会の開催
- PTAを通じた保護者への働き掛け、等

2. 被害防止対策の推進

- 青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリングの普及促進等のための施策
- 学校及び家庭における情報モラル教育の充実、等

3. インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進

- インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼の推進
- ブロッキング導入に向けた諸対策の推進、等

4. 被害児童の早期発見及び支援活動の推進

- カウンセリング態勢の充実
- 被害児童の支援の在り方に関する検討、等

5. 児童ポルノ事犯の取締り強化

- 悪質な児童ポルノ事犯の徹底検挙
- 悪質な関連事業者に対する責任追及の強化、等

5. 諸外国における児童ポルノ対策の調査等

- G8ローマ・リヨン・グループにおける「性的搾取による被害児童の支援」プロジェクトの推進
- 諸外国における諸動向に関する調査、等